

公益財団法人の認定について

当事業団はこれまで、埼玉県内において、住民健診、職域健診、学校健診等の各種健診、作業環境測定、結核・がん等の疾病予防及び健康づくりに関して必要な事業を行うことで、疾病予防、疾病の早期発見及び健康の保持・増進を図り、県民等が健やかな生活を送ることができるよう支援を行ってきたところでございます。

このたびのわが国における公益法人制度改革におきまして、当事業団でも公益移行認定を目指し、移行申請に向けての準備を行ってまいりました。

その結果、平成24年5月29日に埼玉県知事より「公益財団法人」への移行認定を受け、平成24年6月1日に民法上の旧「財団法人」から新制度の公益認定法による「公益財団法人」へと移行致しました。

それに伴い、法人名称も「財団法人埼玉県健康づくり事業団」から「公益財団法人埼玉県健康づくり事業団」へと変更致しました。

公益財団法人として再出発するにあたり、県民の公衆衛生向上に寄与することを目的とした当事業団の意義を踏まえ、常に県民から信頼される事業団として、より精度の高い健診・検査・測定事業、あるいは、疾病予防、健康増進に係る普及啓発事業を確実に展開し、社会全体に貢献していく所存でございますので、皆様方の一層のご指導ご支援を賜りますよう、今後ともよろしくお願い申し上げます。

平成24年6月1日

公益財団法人埼玉県健康づくり事業団

理事長 金井 忠男